



松浦小学校いじめ防止基本方針

1 策定の意義

いじめは、人権の侵害であり、児童の身体や人格を傷つけ、時として生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、決して許されるものではない。

そのため、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起これうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるため「松浦小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、速やかに対応する。

3 いじめの防止等のための指導体制・組織

- (1) 校務分掌に「校内いじめ防止対策委員会」（以下「対策委員会」）を位置づける。構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、人権・同和教育担当、担任、養護教諭とする。必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに出席を要請する。事案の状況等必要に応じ、校長が必要と認める外部委員（松浦町主任児童委員、人権擁護委員、学校運営協議会、保護者）を入れた拡大対策委員会を開催する。
- (2) 「校内いじめ防止対策委員会」では、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。
- (3) いじめの相談があった場合には、速やかに事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- (4) 学校評価においては、年度ごとの取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

4 いじめの未然防止の取組

【児童に対して】

- (1) 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- (2) わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- (3) 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳科の時間や学級活動の時間、夢の広場の時間を通して育む。
- (4) 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、さまざまな活動の中で指導する。
- (5) 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせるることは決して悪いことではないことも併せて指導する。
- (6) 毎年5月及び12月を「いじめ防止強化月間」に設定し、いじめ防止に関する学習や活動を集中して行う。

【教員に対して】

- (1) 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- (2) 児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- (3) 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育及び人権教育や学級活動の充実を図る。
- (4) 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員が持っていることを、様々な活動を通して児童に示す。
- (5) 児童一人一人の変化に気づくよう、鋭敏な感覚をもつように努める。
- (6) 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- (7) 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- (8) 問題を抱え込まず、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

【学校全体として】

- (9) 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- (10) いじめに関するアンケート調査を年2回（6月・11月）実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- (11) 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- (12) 校長が、「いじめの問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということ、「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- (13) 「いじめの問題」に関することを児童会として取り組むようにする。
- (14) いつでも誰にでも相談できる体制の充実を図る。

【保護者・地域に対して】

- (1) 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- (2) 「いじめの問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学校だより、ふれあい道徳授業等で伝え、理解と協力をお願いする。

5 「いじめ」の早期発見の取組

【早期発見に向けて・・・「変化に気づく」】

- (1) 児童の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- (2) 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- (3) アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していくこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

【相談ができる・・・「誰にでも」】

- (4) いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談できることの大切さを児童に伝えていく。
- (5) いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- (6) いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに「校内いじめ防止対策委員会」を通して校内で情報を共有するようする。

【早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」】

- (7) 教員が気づいた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- (8) 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- (9) いじめている児童に対しては「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- (10) いじめることが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているかということに気づかせるような指導を行う。
- (11) いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- (12) 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について学校と連携し合っていくことを伝えていく。

6 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- (1) いじめの事実を確認した場合の伊万里市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に則して、伊万里市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- (2) 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を深めることが大切であるということから、育友会や地域の会合等で、いじめの問題など子どもたちの健全育成についての話し合いを奨めることをお願いする。

7 いじめ事案対処について

- (1) いじめ発生時の対応

① いじめの覚知

通報や相談等により、各教職員がいじめと疑われる事案を覚知した場合は、速やかに管理職に報告する。報告を受けた管理職は、教育委員会に覚知報告を行う。

② いじめの認知

覚知後、対策委員会を開催し、いじめの事実を確認するための調査を行い、いじめの定義に従い、認知の判断をする。

いじめを認知した場合は、対策委員会で調査方法、被害・加害児童・保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し関係者に指示する。さらに事案の状況に応じ、外部委員を加えた拡大対策委員会を開催する。

また、指導体制や対応方針については、関係保護者と情報共有を行うとともに、教育委員会に認知報告を行う。

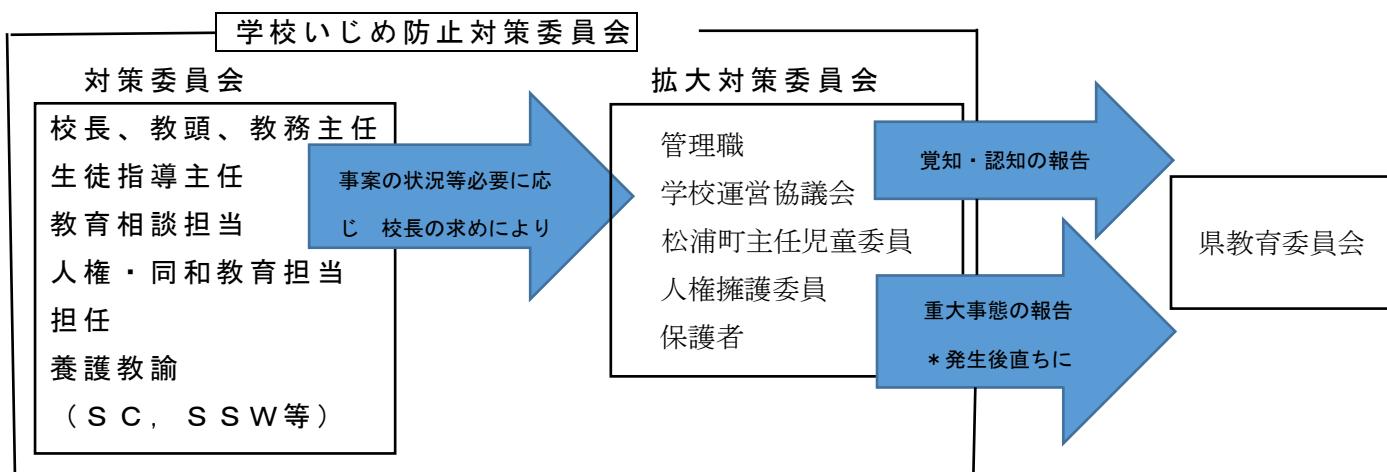
なお、認知したいじめの収束は3か月を目途とする。その期間、担任等により被害・加害児童を見守り教育相談等を実施し、その旨管理職にその内容を報告する。

③ 情報の記録及び共有

各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録し共有する。

(2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに連携して事案に対応する。



8 いじめの再発防止の取組

被害児童へのケア、加害児童への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、適切な措置により一定の解決を図った後、3ヶ月以上経過観察を行う。通常の生活に戻った状態を「解消」とし、「解消」に至った場合は、教育委員会に報告する。

9 職員研修

4月 いじめの定義、対応についての研修会

8月 いじめへの対応力向上を図る研修会、情報モラル研修会、事例研修会

3月 いじめ防止等の取組の課題、次年度の取組についての研修会

10 取組体制の点検及び評価について

(1) いじめの問題に関する点検項目

いじめ問題の対応について学校自己点検を行い、改善充実を図るために、定期的に「いじめの問題に関する点検項目」を活用して点検する。

(2) 学校評価の活用

学校評価に共通評価項目として設定している「いじめの問題への対応」について、評価の観点・具体的目標・具体的方策を設定して取り組む。年度末に取組状況について評価を行い、次年度に向けた取組の改善に生かす。